

審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第63条、第43条第3項 (機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 3 ~ 3 0 4 5)
備 考 :